離婚後の子供の戸籍(氏)の変更手続きについて

夫婦が離婚届の際に、子供の親権者を母(父)と定めても、<u>子供の戸籍に変動はありません。</u> 親権者である母(父)と同じ戸籍に子供を入れる(同じ氏を称する)ためには、以下の手続きが必要です。

1. 家庭裁判所へ「子の氏の変更許可の申立て」

申 立 人	・子供が15歳以上の場合・・・子供本人
	・子供が15歳未満の場合・・・親権者(父又は母)
申 立 先	子供の住所地を管轄する家庭裁判所
必要書類等	□ 母(父)の戸籍謄本(離婚後のもの)(※)・・・1通
	□ 子供の戸籍謄本(父母離婚後のもの)(※)・・・1通
	□ 申立人の印鑑
	□ 収入印紙800円(子供一人につき) - あらかじめ購入してお持ちください
	□ 郵便切手84円(届出人数分)

- ⇒上記書類は、一般的に必要となる書類を挙げております。詳しくは、事前に家庭裁判所にお問い 合わせください。
- ※離婚届提出後、戸籍に離婚の内容を記載するまで多少の期間を要しますので、戸籍謄本を請求する際は、届出地の市区町村役場にご確認ください。

2. 家庭裁判所の許可がおりたら、市区町村役場に「入籍届」提出

	・子供が15歳以上の場合・・・子供本人
届出人	・子供が15歳未満の場合・・・親権者(父又は母)
	*届書を役場に提出するのは代理人でも可。
提 出 先	本籍地、住所地等の市区町村役場
必要書類等	□ 入籍届(市区町村役場の戸籍窓口にあります。 <u>子供一人につき1通必要。</u>) □ 氏変更許可審判書謄本 (家庭裁判所から送付されます)

(家庭裁判所への申立てに関するお問い合わせ)

山形家庭裁判所酒田支部

〒998-0037 酒田市日吉町 1 丁目 5 番 27 号 (場所は裏面地図参照) TEL 0234-23-1234

(入籍届に関するお問い合わせ)

酒田市役所市民課戸籍係八幡総合支所市民係平田総合支所市民係松山総合支所市民係TEL 0234-26-5724 (直通)TEL 0234-64-3112 (直通)TEL 0234-52-3913 (直通)TEL 0234-62-2611 (代表)

~ 山形家庭裁判所酒田支部周辺の地図 ~

